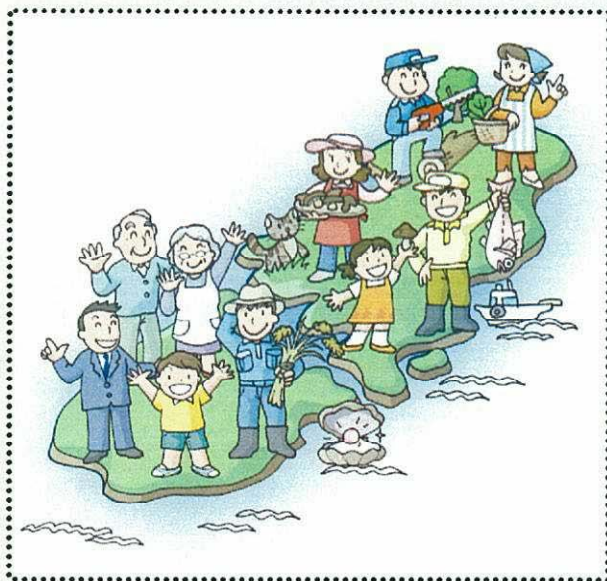


第4回

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 ワーキング部会資料1



●平成22年度（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会検討状況について

●平成23年度（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会実施スケジュールについて

●(仮称)対馬市市民基本条例（たたき台）

平成23年4月19日(火)

平成22年度（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会の検討状況について

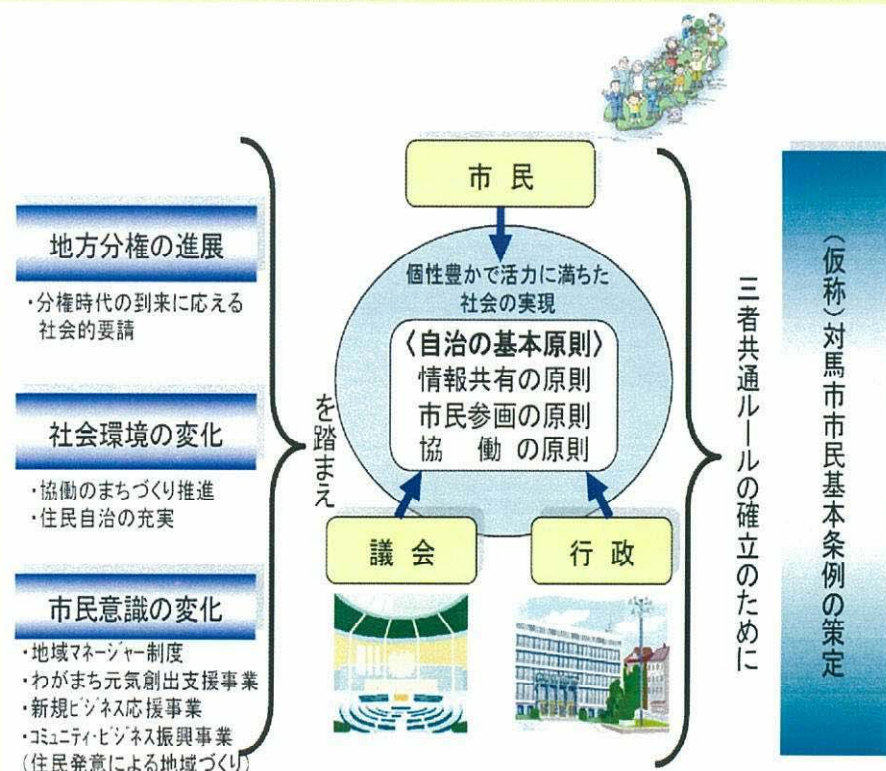
「自治体の憲法」と称される市民基本条例は、自治体運営の理念と原則を確立するもので、各自治体において策定されています。

市民基本条例が策定される背景には、市民が自治体運営に参加し、市民の意見を反映した行政運営が求められていることにあります。

昨今の厳しい行財政運営のなかで、多様化する住民ニーズに対応するためには、自治体運営の基本理念や原則、市民が自治体運営に参加する際の基本的考え方やルールを独自に定め最高規範性を持つ共通の指針とすることにより、実際の仕組みとして機能させていくことが重要であります。

以上のことから、対馬市としての自治の基本理念や原則を定めた「（仮称）対馬市市民基本条例」の策定をすすめるものであります。

H13 ニセコ町「まちづくり基本条例」が最初
全国制定県・市町村数 181/1797(H22.4.1現在)



H22.8 第1回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会

委員20名（各種団体、公募委員、市により構成）

委員長 九州大学大学院特任准教授 加留部 貴行 氏

H22.10 第2回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会

ワークショップ これからの対馬のために大切にしたいこと

H22.11 第3回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会

ワークショップ 「市民が主役」となるために自分自身に必要なこと

H22.12 （仮称）対馬市市民基本条例ワークショップ

ワークショップ（青年及び女性を対象）

大切にしたい「これからの対馬」をつくる私たちの「出番」とは？

H23.1 第4回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会

条例の前文及び目的について

H23.1 地域マネージャー研修会（職員研修）

講義 テーマ「協働のまちづくりと市民基本条例」

H23.1 対馬市市民基本条例検討に係るアンケート調査

無作為に抽出した2,000人（18歳以上）、高校生、市職員を対象に実施

H23.2 第5回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会

アンケート調査結果報告、条例骨格たたき台について

(仮称) 対馬市市民基本条例骨格案 (たたき台)

	大 項 目	小 項 目	説 明
1	前 文	前 文	条例を策定した意義などを規定するものです。
2	総 則	目 的	条例は、何を目的とするかなどを規定するものです。
		定 義	条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義するものです。
		自治の基本理念	市民参加の目標や進め方などを規定するものです。 (情報共有・市民参画・協働など)
		自治の基本原則	
3	市 民	市民の権利	自治運営において市民に保障されるべき権利などを規定するものです。
		市民の責務	自治運営において、市民に保障される権利に伴う責務などを規定するものです。
4	議 会	議会の役割と責務	市民が直接選出した、市民の代表者としての議員の役割と責務などを規定するものです。
5	市長及び職員	市長の役割と責務	市民が直接選出した市の代表者としての市長の役割と責務などを規定するものです。
		職員の役割と責務	市民のために働くという認識の上で、職員の役割と責務などを規定するものです。
6	市政運営の基本	総合計画	最上位計画である総合計画を基本条例の基本理念に基づいて策定することなどを規定するものです。
		行政手続	行政の透明性を図るため、行政手続に関するルールなどを規定するものです。
		個人情報の保護	個人情報の保護に関することなどを規定するものです。
		財政運営	市が自らの権限と責任で財源を確保し、真に必要な行政サービスを自主的かつ効率的に選択していくことなどを規定するものです。
		行政評価	市政を効果的かつ効率的に運営するため、行政運営状況を評価することなどを規定するものです。
7	市民参加の推進	市民参加	市政の市民の意見の反映及び参加の仕組みなどを規定するものです。
		協働（共働）	協働の基本的な考え方などを規定するものです。 (対馬市市民協働(共働)推進指針)
		住民投票	市政の重要課題について住民の意見を直接問えるようにすることなどを規定するものです。
8	情報共有の推進	情報共有	市民、市議会、行政が情報の共有化を図り、まちづくりを進めようとするなど規定するものです。
		説明責任	行政として、施策についての説明責任などを規定するものです。
		情報公開	議会及び行政の情報公開に関することなどを規定するものです。
9	条例の改正	条例の改正	この条例が見直す必要がある場合などを規定するものです。

これからの対馬のために私たちが大切にしたいこと

(仮称) 対馬市市民基本条例 前文(案)

私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面的架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。

島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えていきます。雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきています。

そして、行政として別々であった6つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。

今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。

そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会、行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに対馬市市民基本条例を制定します。

※目的案

(目的)

第1条 この条例は、対馬市における個性豊かで活力に満ちた社会を構築していくために、基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および行政の役割と責務ならびに情報共有と市民参画と協働による自治の基本的事項を定めることにより、地域主権をめざした市民主体のまちづくりの実現を目的とする。

地域マネージャー研修会（（仮称）対馬市市民基本条例）について

地域とのパイプ役である地域マネージャー（職員）に対しても、現在市で取り組んでいる新たな仕組みづくりが「なぜ必要なのか？」ということについて研修会を開催

1. 日 時
平成23年1月31日（月）

2. 講 師
加留部 貴 行 氏

3. 出席者数等
市内3箇所で実施（各1時間程度）

○上 県 33名出席

○豊 玉 32名出席

○厳 原 62名出席

合 計 127名



（仮称）市民基本条例検討に関するアンケート結果（総括）

1. アンケートの目的

（1）第2回、第3回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会において、「これからの対馬のために大切にしたいこと」「市民が主役となるために何が必要でしょうか」と題し、ワークショップを開催し、意見のとりまとめを行ったが、同様の内容について、意見聴取する。

（2）（仮称）対馬市市民基本条例に盛り込む項目に関し、意見聴取する。

2. 調査方法

（1）市民アンケート調査

- ・ 対馬市内に居住する18歳以上の男女（H22.3.31現在）
- ・ 対馬市の住民基本台帳から2,000人を無作為に抽出

（2）対馬市職員アンケート調査（デスクネット（職員閲覧板）に掲載）

（3）高校生アンケート調査（高校へ依頼）

3. 調査期間

（1）1月下旬～2月

回収数

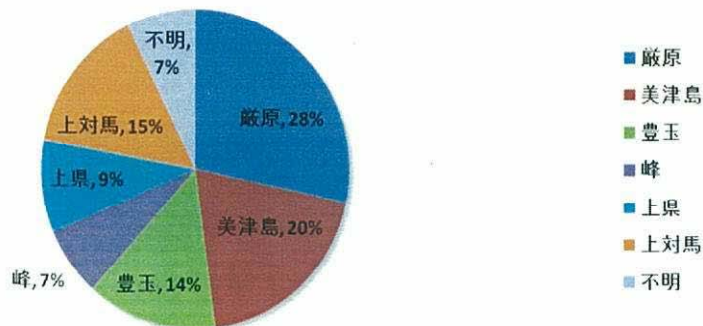
- 1. 市民アンケート調査 : 550通、27.5%
- 2. 市職員アンケート調査 : 131通
- 3. 高校生アンケート調査 : 790通

合 計 1,471通

（仮称）市民基本条例検討に関するアンケート集計表（市民・職員）681通

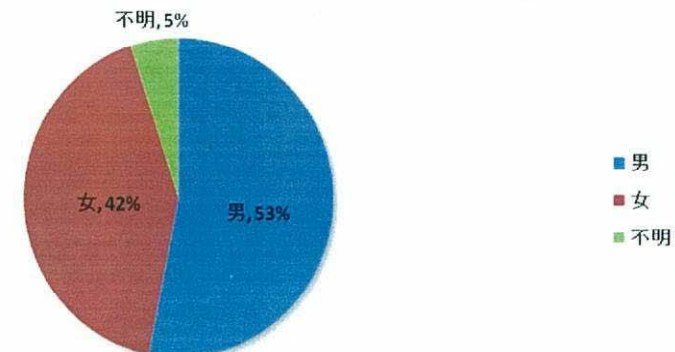
町別

厳原	美津島	豊玉	峰	上県	上対馬	不明
28%	20%	14%	7%	9%	15%	7%



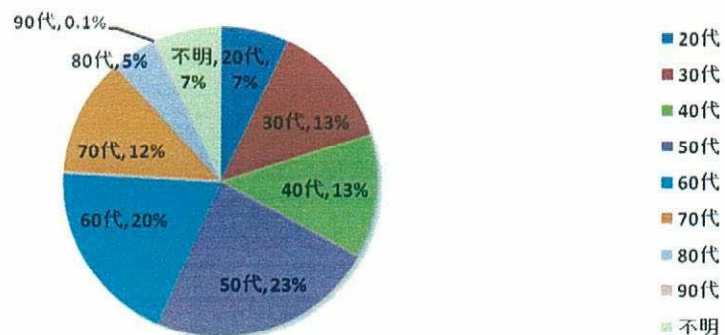
性別

男	女	不明
53%	42%	5%



年齢別

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明
7%	13%	13%	23%	20%	12%	5%	0.1%	7%

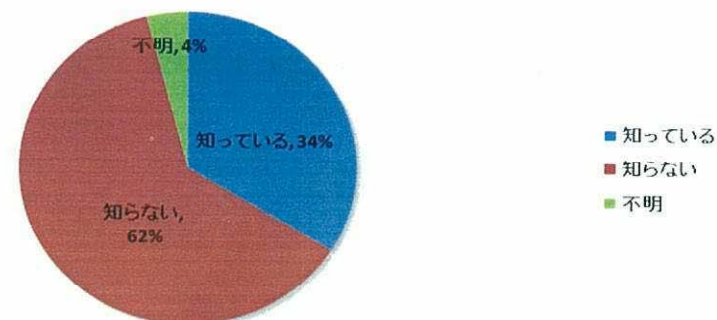


問 1

あなたは、対馬市において（仮称）対馬市市民基本条例の制定に向けて取り組んでいることを知っていますか？

○知っている方が34%、知らない方が62%とまだまだ認知度が低いいため、更なる情報発信や意見を反映する手法を検討していく必要があります。

知っている	知らない	不明
34%	62%	4%

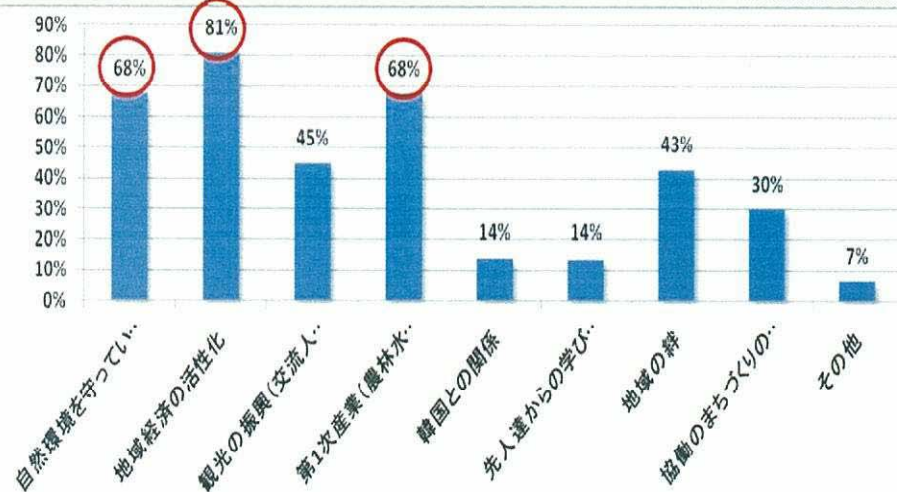


問 2

あなたは、これからの対馬のために大切にしたいことは、どんなことだと思いますか？
(複数回答可)

○地域経済の活性化が81%と一番高く、次いで第1次産業の振興、自然環境を守っていくことが68%、観光の振興が45%、地域の絆が43%、協働のまちづくりが30%、韓国との関係、先人達からの学びが14%となっています。

自然環境を守っていくこと	地域経済の活性化	観光の振興（交流人口拡大）	第1次産業（農林水産業）の振興	韓国との関係	先人達からの学び（雨森 芳洲先生・陶山 訥庵先生）	地域の絆	協働のまちづくりの推進（地域マナー・制度）	その他
68%	81%	45%	68%	14%	14%	43%	30%	7%



その他の意見

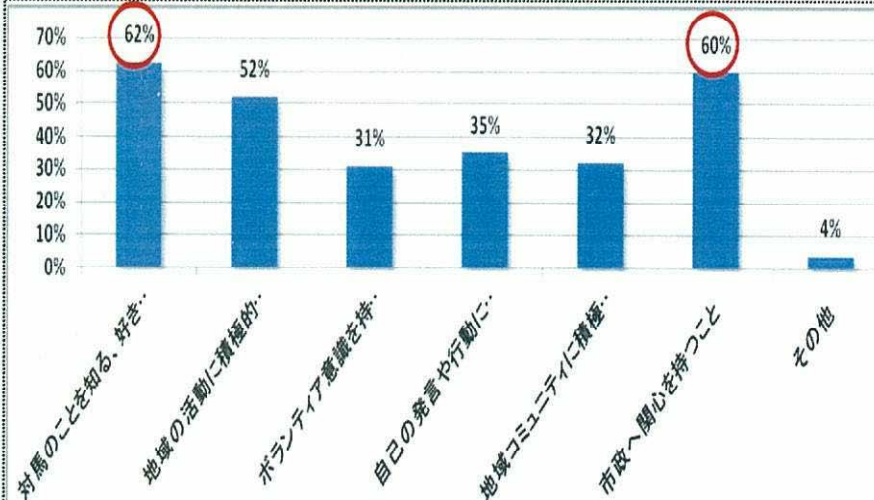
1. 教育の充実
2. 地産地消の推進
3. 人材育成
4. 対馬の風土、文化
5. 就業場所

問 3

あなたは、市民が主役のまちづくりを進めていくため自分自身に何が必要だと思いますか？
(複数回答可)

○対馬のことを知る、好きになることが62%と一番高く、次いで市政へ関心を持つことが60%、地域の活動に積極的に参加することが52%、自己の発言や行動に責任を持つことが35%、地域コミュニティに積極的に参加することが32%、ボランティア意識を持つことが31%となっています。

対馬のことを知る、好きになること	地域の活動に積極的に参加すること	ボランティア意識を持つこと	自己の発言や行動に責任を持つこと	地域コミュニティに積極的に参加すること	市政へ関心を持つこと	その他
62%	52%	31%	35%	32%	60%	4%



その他の意見

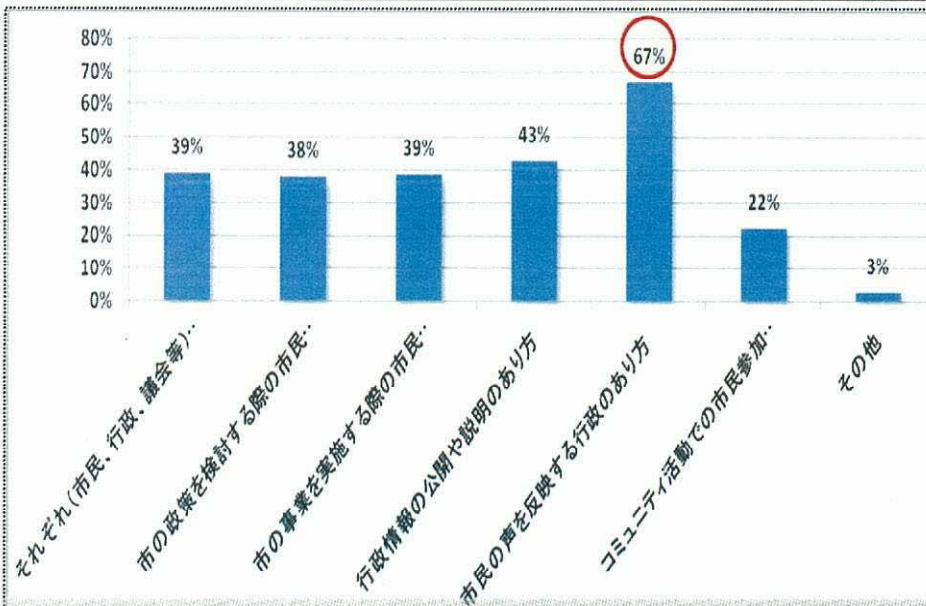
1. 対馬の常識（田舎の甘え）と都会、世間の常識のちがいを自覚すること
2. 有言実行。積極的参加
3. 健康維持管理
4. 老後は対馬へのUターン
5. みんなが大胆かつ足並みを揃えること
6. 自由な発想を持つこと。思い込みを捨てること
7. まちづくりにおけるいろんな情報のキャッチ

問 4

あなたは市民が主役のまちづくりを進めていくために、どのような事柄を検討すべきだと思いますか？（複数回答可）

○市民の声を反映する行政のあり方が67%と一番高く、次いで行政情報の公開や説明のあり方が43%、それぞれ（市民、行政議会等）の役割や責務について、市の事業を実施する際の市民参加のあり方についてが39%、市の政策を検討する際の市民参加のあり方が38%、コミュニティ活動での市民参加のあり方が22%となっています。

それぞれ（市民、行政、議会等）の役割や責務について	市の政策を検討する際の市民参加のあり方	市の事業を実施する際の市民参加のあり方	行政情報の公開や説明のあり方	市民の声を反映する行政のあり方	コミュニティ活動での市民参加のあり方	その他
39%	38%	39%	43%	67%	22%	3%



その他の意見

1. 行事やグループ活動に市民の参加を
2. 人任せにならない地域コミュニティができれば・・・
3. 市民・行政・議員自身の啓発、スキル・レベルアップのきっかけづくり
4. 条例で住民投票で難題を解決してもらいたい
5. 市民の声に耳を傾ける事が大事

問 5

あなたは対馬市がもっと良くなるためにどんなことが必要だと思いますか？

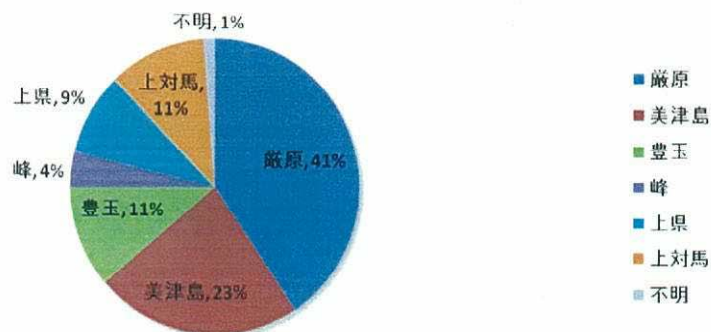
主な意見

- ・人口流出・若者の定住対策（雇用の場）
- ・観光の振興（おもてなしの心、歴史を活かす、韓国人との相互理解）
- ・企業誘致
- ・市民意識改革、市民モラル向上（ポイ捨てをなくす）
- ・第1次産業（農林水産業）の振興
- ・本土との交通利便性向上（運賃低廉化）
- ・島内の交通利便性向上
- ・対馬のすばらしい自然環境を守っていくこと
- ・足の引っ張り合いをやめる
- ・市民の意見をもっと反映する行政
- ・人づくり

（仮称）市民基本条例検討に関するアンケート集計表（高校生） 790通

町別

厳原	美津島	豊玉	峰	上県	上対馬	不明
41%	23%	11%	4%	9%	11%	1%



問 1

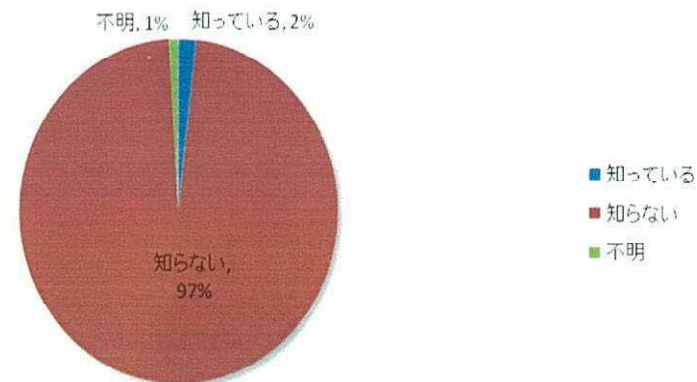
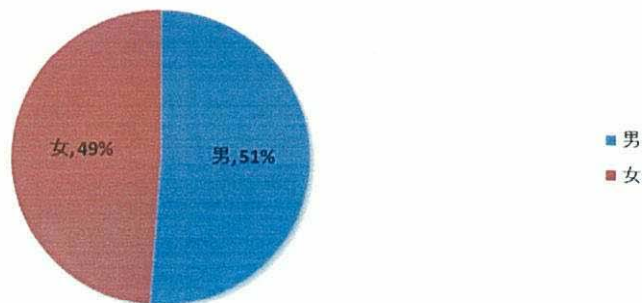
あなたは、対馬市において（仮称）対馬市市民基本条例の制定に向けて取り組んでいることを知っていますか？

○知っている方が2%、知らない方が97%とほとんどの学生が知らないという結果になっています。これからの対馬市を担っていく若い世代の意見は大変重要です。今後も高校へ定期的に情報発信しながら高校生の意見反映した条例づくりを進めていく必要があります。

知っている	知らない	不明
2%	97%	1%

性別

男	女
51%	49%

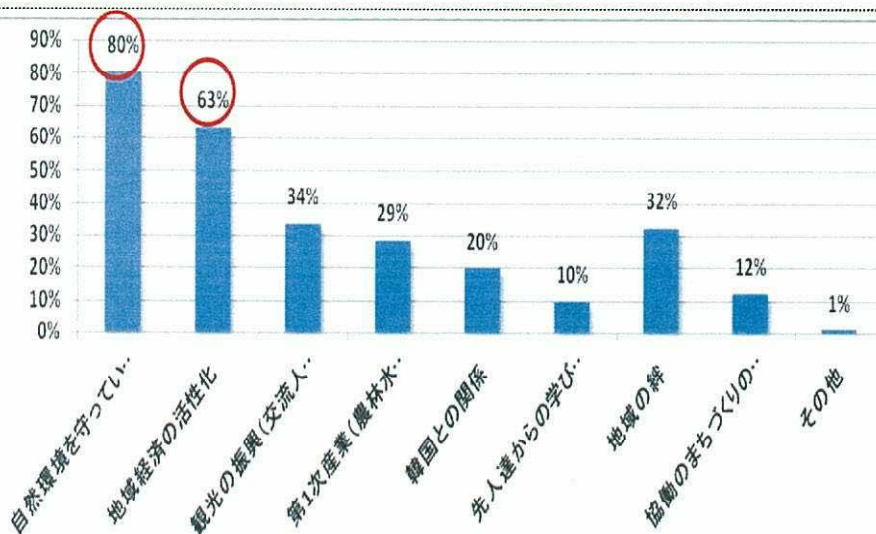


問 2

あなたは、これからの対馬のために大切にしたいことは、どんなことだと思いますか？
(複数回答可)

○自然環境を守っていくことが80%と一番高く、次いで地域経済の活性化が63%、観光の振興が34%、地域の絆が32%、第1次産業の振興が29%、韓国との関係が20%、協働のまちづくりが12%、先人達からの学びが10%となっています。

自然環境を守っていくこと	地域経済の活性化	観光の振興（交流人口拡大）	第1次産業（農林水産業）の振興	韓国との関係	先人達からの学び（雨森 芳洲先生・陶山 訥庵先生）	地域の絆	協働のまちづくりの推進（地域マナー・ジャー制度）	その他
80%	63%	34%	29%	20%	10%	32%	12%	1%



その他の意見

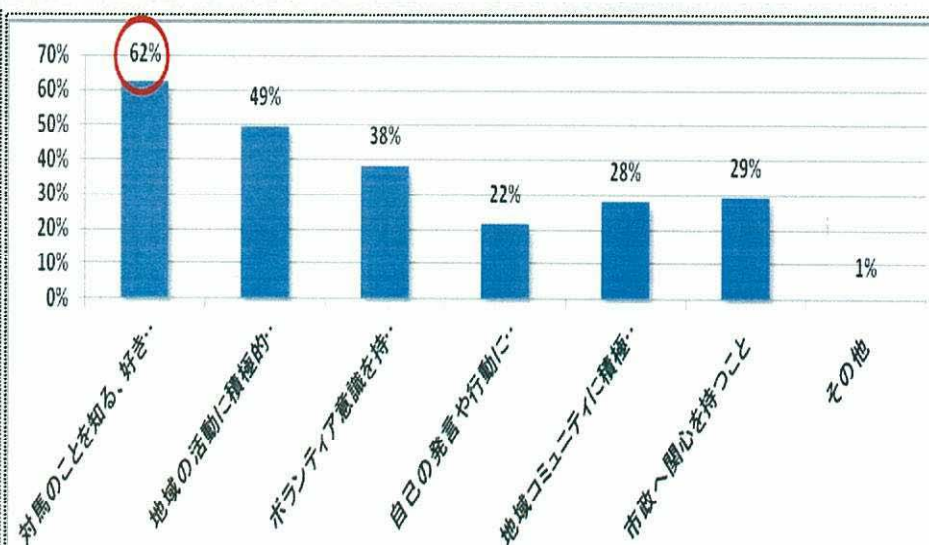
1. 伝統文化を大切にすること
2. 学校へ行くためのバス

問 3

あなたは、市民が主役のまちづくりを進めていくため自分自身に何が必要だと思いますか？
(複数回答可)

○対馬のことを知る、好きになることが62%と一番高く、次いで地域の活動に積極的に参加することが49%、ボランティア意識を持つことが38%、自己の発言や行動に責任を持つことが22%、地域コミュニティに積極的に参加することが28%、自己の発言や行動に責任を持つことが22%となっています。

対馬のことを知る、好きになること	地域の活動に積極的に参加すること	ボランティア意識を持つこと	自己の発言や行動に責任を持つこと	地域コミュニティに積極的に参加すること	市政へ関心を持つこと	その他
62%	49%	38%	22%	28%	29%	1%



その他の意見

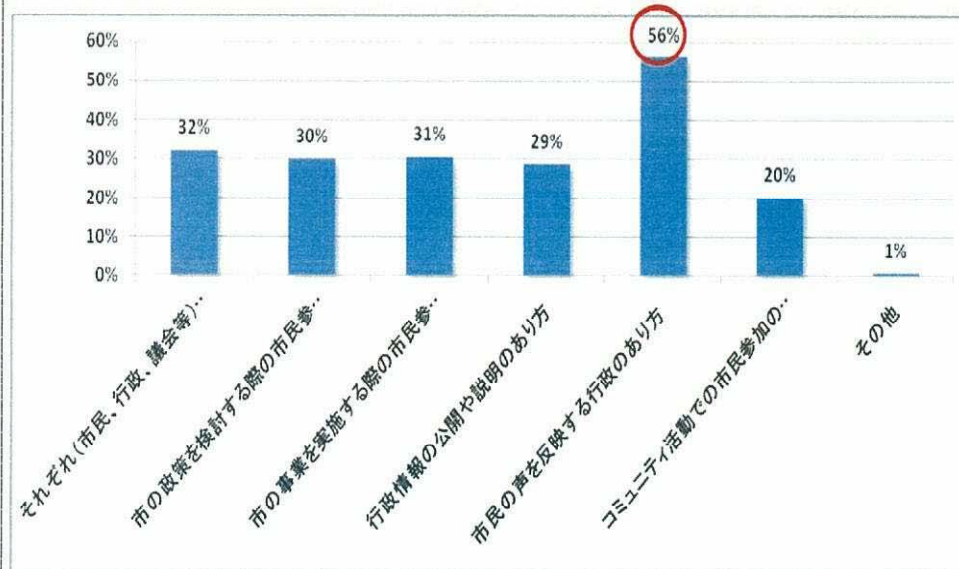
1. 地域での人々の関係をより深くすること
2. あいさつをすること
3. 町をきれいにすること

問 4

あなたは市民が主役のまちづくりを進めていくために、どのような事柄を検討すべきだと思いますか？（複数回答可）

○市民の声を反映する行政のあり方が56%と一番高く、次いでそれぞれ（市民、行政、議会等）の役割や責務についてが32%、市の事業を実施する際の市民参加のあり方が31%、市の政策を検討する際の市民参加のあり方が30%、行政情報の公開や説明のあり方29%、コミュニティ活動での市民参加のあり方が20%となっています。

それぞれ（市民、行政、議会等）の役割や責務について	市の政策を検討する際の市民参加のあり方	市の事業を実施する際の市民参加のあり方	行政情報の公開や説明のあり方	市民の声を反映する行政のあり方	コミュニティ活動での市民参加のあり方	その他
32%	30%	31%	29%	56%	20%	1%



その他の意見

1. 市長、市議のあり方
2. 様々な年齢層の意見を聞き、反映させること

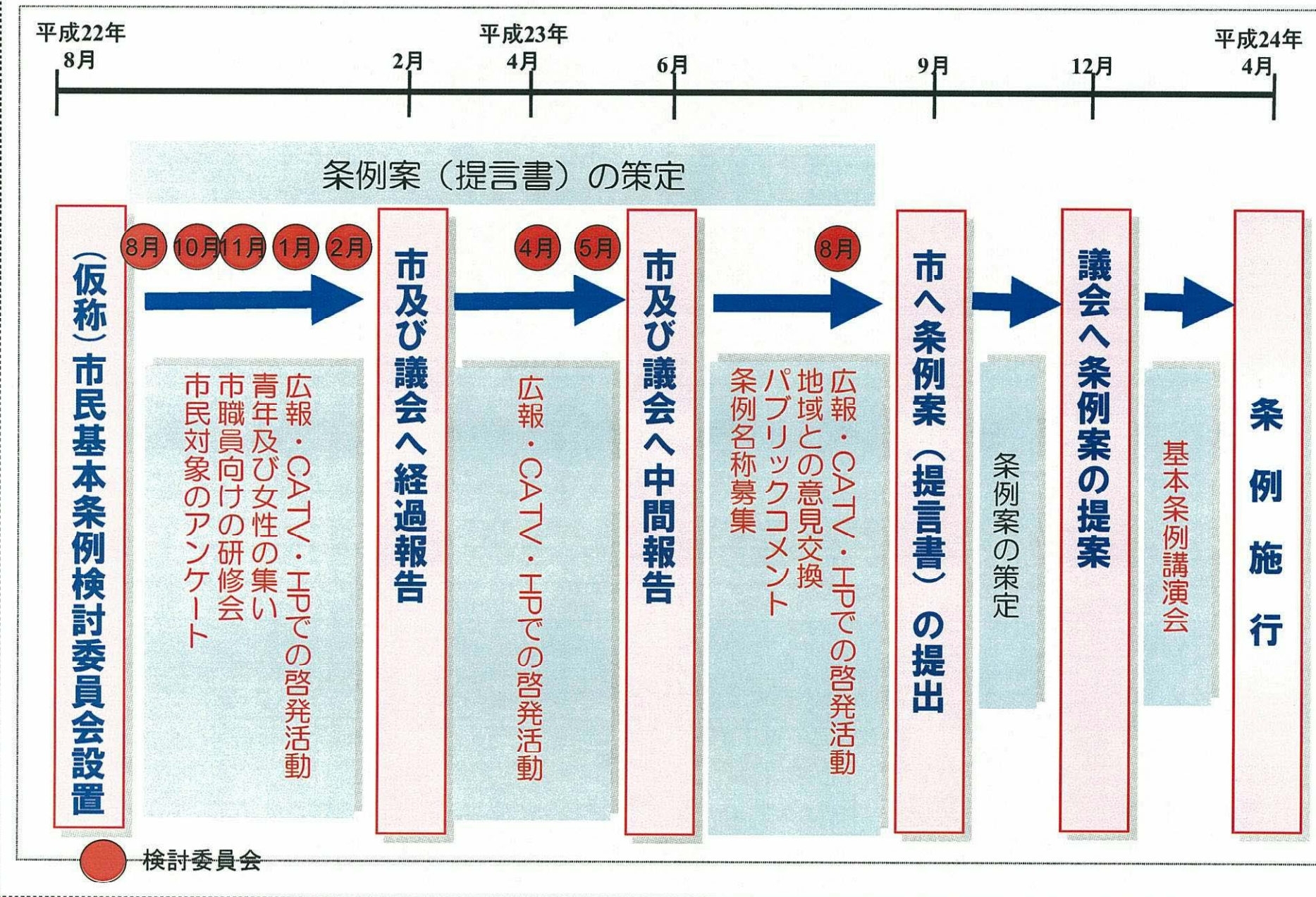
問 5

あなたは対馬市がもっと良くなるためにどんなことが必要だと思いますか？

主な意見

- ・自然を大切にすること
- ・対馬で就職できる場所を増やす
- ・若い人が遊べる場所を増やす
- ・韓国との交流を促進
- ・観光客を増やす
- ・対馬のことをもっと知り、対馬の良いところをもっとアピールする
- ・大学を対馬につくる
- ・経費節減
- ・経済の活性化
- ・交通の利便性向上（バス・フェリーなど）

平成23年度（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会の実施スケジュール



(仮称) 対馬市市民基本条例 (たたき台)

目次

前文

第1章 総 則 (第1条―第3条)

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則 (第4条―第5条)

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割 (第6条―第12条)

第4章 市政運営 (第13条―第19条)

第5章 情報共有、参画及び協働 (第20条―第26条)

第6章 住民投票 (第27条)

第7章 条例の検証及び見直し (第28条―第29条)

附則

前 文

私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。

島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えています。雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきています。

そして、行政として別々であった6つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として

一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。

今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。

そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定します。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、対馬市における個性豊かで活力に満ちた社会を構築していくために、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割と責務並びに情報共有と市民参画と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、地域主権をめざした市民主体のまちづくりの実現を目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に関して定めた、本市の最高規範であり市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

(定 義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1)市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人をいう。
- (2)行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (3)まちづくり 市民が安心、安全に暮らし、心豊かに生活できる環境をつくるため、市民、議会及び行政が行う公共的な活動をいう。
- (4)市政 まちづくりのうち、議会又は行政が行う活動をいう。
- (5)参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。
- (6)協働 市民、議会及び行政が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。
- (7)行政評価 行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図ることをいう。
- (8)個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報、その他の団体の情報に含まれる当該法人その他の団体役員に関する情報及び実施機関の職員に関する情報を除く。
- (9)パブリックコメント 行政が市の基本的な政策等の策定に当たって、広く公に、意見、情報、改善案などを求める手続きをいう。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりの基本理念は、市民、議会及び行政が一体となって行うものとする。

2 行政及び議会は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれたまちづくりを推進するものとする。

3 市民、議会及び行政は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

(まちづくりの基本原則)

第5条 市民、議会及び行政は、次の各号に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを行うものとする。

(1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報をお互いに共有すること。

(2) 市民参画の原則 市民参画の機会を保障し、市政運営を行うこと。

(3) 協働の原則 協働によりまちづくりの課題の解決に当たること。

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。

4 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(市民の責務と役割)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政及び地域の課題の解決に主体的に取り組むものとする。

(子どもの育成)

第8条 市民、議会及び行政は、子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、将来の対馬市を担っていく子どもが安心安全で、健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

(地域コミュニティの育成)

第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 議会及び行政は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を講じるよう努めなければならない。

(議会の責務と役割)

第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意志決定機関であり、市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、市民の意見を市政に反映させるよう努め

なければならない。

(市長の責務と役割)

第11条 市長は、市民の代表者として、市民の信託に応え、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

(市職員の責務と役割)

第12条 市職員は、市民の信託に基づいていることを自覚し、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、地域の課題に的確に対応しなければならない。

第4章 市政運営

(効率的な市政運営)

第13条 行政は、行政課題の早期解決並びに市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努めなければならない。

(組織体制)

第14条 行政は、適正かつ能率的で、効率的な市政運営に対応するよう、柔軟で流動的な組織体制を整備しなければならない。

(総合計画)

第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために総合計画を策定するものとする。

2 総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会並びに広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(健全な財政運営)

第16条 行政は、財政計画等を策定し、計画的に財政の健全化を図り、財政状況について市民に公表しなければならない。

(行政評価)

第17条 行政は、市政運営において、市民に対する説明責任を果たすとともに市民本位の効率的で質の高い、行財政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を一層推進するため、別に定めるところにより行政評価を実施しなければならない。

2 行政は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業などに反映するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 議会及び行政は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、別に条例で定めるところにより本市が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に努めなければならない。

(行政手続)

第19条 行政は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通事項を明らかにし、市政運営に

おける公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

第5章 情報共有、参画及び協働

(情報の共有)

第20条 行政は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 行政は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

(情報公開)

第21条 行政は、行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加の促進を図るため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報は原則として公開しなければならない。

(パブリックコメント)

第22条 行政は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に必要な情報を市民へ公表し、意見を求めるとともに、これを考慮して意志決定を行わなければならない。

(審議会等の参加)

第23条 行政は、法令に基づき設置する附属機関及びこれに類する機関の委員を選任する場合は、その委員の一部には、市民からの公募により委員を選任するよう努めなければならない。

(市民参画)

第24条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識のもと、互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

2 議会及び行政は、市民が市政及びまちづくりに参画しやすい環境を整備しなければならない。

(協働)

第25条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 行政は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。

(男女共同参画)

第26条 市民、議会及び行政は、男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。

第6章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に関し、特に重要な事業について、市民の意志を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 第1項の住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。

第7章 条例の検証及び見直し

(条例の検証)

第28条 市長は、この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握し、検証するため、別に条例を定めるところにより、対馬市市民基本条例推進審議会を置く。

(条例の見直し)

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。